第四条を削り、第五条を第四条とし、本則に次の一条を加える。

（定款の変更の認可申請）

第五条　機構は、法第六十六条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して内閣総理大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　変更の議決をした運営委員会の議事の経過

四　その他参考となるべき事項

別記様式中「第５条関係」を「第４条関係」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

附　則

この命令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

○内閣府令・文部科学省令・経済産業省令第一号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、並びに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第三十六条第二項の規定に基づき、並びに同法第三十六条第一項後段及び第五十八条第二項の規定を実施するため、原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
原子力損害賠償支援機構の財務及び会計に関する命令（平成二十三年文部科学省令第一号）経済産業省の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務方法書並びに財務及び会計に関する命令

第一条中「原子力損害賠償支援機構法（」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（業務方法書の変更の認可申請）

第一条の二　機構は、法第三十六条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項及び当該変更の内容

二　変更を必要とする理由

三　その他参考となるべき事項

（業務方法書の記載事項）

第一条の三　法第三十六条第二項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五章第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務に関する事項

二　法第五章第四節の規定による相談その他同節の規定による業務に関する事項

三　廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する事項

四　廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告に関する事項

五　廃炉等に関する情報の提供に関する事項

六　その他法第三十五条に規定する業務の方法

第十五条第一号チ中「運営委員会」の下に「及び廃炉等技術委員会」を加える。

第十九条中「原子力損害賠償支援機構法施行令」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令」に改める。

別記様式中「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

附　則

この命令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

○内閣府令・経済産業省令第三号

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行に伴い、及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十五条第二項第八号の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令

内閣府
原子力損害賠償支援機構の業務運営に関する命令（平成二十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の業務運営に関する命令

第一条中「原子力損害賠償支援機構法（」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号。」に改める。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とし、第五条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条第一項第三号を削り、同条を第五条とし、第八条から第十一条までを二条ずつ繰り上げる。

別記様式中「第11条関係」を「第９条関係」に、「原子力損害賠償支援機構法」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に改める。

附　則

この命令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

省　令

○文部科学省・経済産業省令第四号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の廃炉等技術委員会の委員及び廃炉等に係る業務運営に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。